

令和元年12月19日

令和元年台風第19号に係る災害復旧工事の現場代理人の兼任について

令和元年台風第19号による災害発生に伴い、下野市から発注される災害復旧工事に係る現場代理人の兼任を下記のように取り扱うことといたします。

記

現場代理人については、下野市建設工事請負契約書第11条第3項の規定を適用し、下野市が発注する災害復旧工事において以下のすべての要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を3件まで認めることとする。ただし、工事現場における運営、取締り、安全管理等に支障がある場合を除く。

- (1) 下野市が発注する災害復旧工事であること。
- (2) 下野市内に本店を有する者であること。
- (3) 兼任する工事がいずれも当初請負金額が3,500万円未満であること。

契約前に、現在、現場代理人となっている工事の監督員に、兼任する工事について報告し承諾を受けること。また、契約時に、その写しを現場代理人専任通知に添付して提出すること。

ただし、同日契約の工事において現場代理人を兼任させる場合は、双方の工事の監督員に報告し承諾を受ける必要があります。

適用時期

告知日から令和2年3月31日までに契約する工事に適用します。

下野市役所 契約検査課 入札契約グループ
TEL 0285-32-8890